

○鹿沼市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成28年9月29日規則第35号

改正

平成29年3月31日規則第10号

鹿沼市空家等対策の推進に関する条例施行規則

鹿沼市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年鹿沼市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿沼市空家等対策の推進に関する条例（平成28年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び条例の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 条例第4条の規定による情報の提供は、空家等に関する情報提供書（様式第1号）により行うものとする。

（立入調査）

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等への立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。

（審議会の組織）

第4条 鹿沼市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の運営）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(データベース)

第6条 条例第7条第1項に規定するデータベースには、次の事項を登録するものとする。

- (1) 空家等の所在地番
 - (2) 所有者等の住所及び氏名又は名称
 - (3) 空家等の建築年、構造及び床面積
 - (4) 空家等の状態及び修繕、除却等の必要性
 - (5) 特定空家等の認定年月日
 - (6) 緊急安全措置の実施状況
 - (7) 所有者等の空家等の売却、賃貸等の意思の内容
 - (8) 空家等に対する苦情、要望等の内容
 - (9) その他空家等対策に資する情報として市長が定めるもの
- (認定の通知)

第7条 市長は、管理不全空家等を認定したときは、管理不全空家等認定通知書（様式第4号）により、当該管理不全空家等の所有者等に通知するものとする。

- 2 市長は、特定空家等を認定したときは、特定空家等認定通知書（様式第5号）により、当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

(指導)

第8条 法第13条第1項に規定する指導は、管理不全空家等に関する指導書（様式第6号）により、法第22条第1項に規定する指導は特定空家等に関する指導書（様式第7号）により行うものとする。

(勧告)

第9条 法第13条第2項に規定する勧告は管理不全空家等に関する勧告書（様式第8号）により、法第22条第2項に規定する勧告は特定空家等に関する勧告書（様式第9号）により行うものとする。

2 市長は、法第13条第2項又は第22条第2項に規定する勧告をするときは、当該勧告に係る所有者等に対し、あらかじめその旨を通知するとともに、弁明の機会を付与しなければならない。

3 前項の規定による通知及び弁明の機会の付与は、鹿沼市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年鹿沼市規則第15号）第16条の規定の例による。

（命令）

第10条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等に関する命令書（様式第10号）により行うものとする。

2 前条第3項の規定は、法第22条第4項の規定による意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会の付与について準用する。

3 法第22条第5項の規定による公開による意見聴取の請求は、特定空家等に関する公開意見聴取請求書（様式第11号）により行うものとする。

4 法第22条第6項に規定する公開による意見の聴取の手續（同条第7項の規定による通知を含む。）は、鹿沼市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に規定する聴聞の手續の例により行うものとする。

5 法第22条第13項に規定する標識は、特定空家等に関する命令標識（様式第12号）とする。

6 法第22条第13項の規定による公示は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

（行政代執行）

第11条 法第22条第9項又は第10項の規定による代執行（以下「特定空家等代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告（以下「戒告」という。）は、特定空家等に関する戒告書（様式第13号）により行うものとする。

2 市長は、所有者等が履行期限までに戒告に係る措置を講じない場合は、必要に応じ

て再度戒告を行うものとする。

- 3 特定空家等代執行に係る行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、特定空家等に関する代執行令書（様式第14号）とする。
- 4 特定空家等代執行に係る行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、特定空家等に関する執行責任者証（様式第15号）とする。
（緊急安全措置）

第12条 市長は、空家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急安全措置を行うことができる。

- (1) 台風等により屋根、外壁等が飛散し、周囲の建築物を損傷させ、又は市民に危害を及ぼす可能性が著しく高い場合
 - (2) 建築物、塀等が倒壊することにより、周囲の建築物を損傷させ、又は市民に危害を及ぼす可能性が著しく高い場合
 - (3) 空家等に保管されている燃料、ガス、溶剤その他の発火の危険性があるもの又は人体に有害なものにより、市民に危害を及ぼす可能性が著しく高い場合
 - (4) 内部に侵入をすることが容易な空家等であつて、当該侵入をした者が負傷する可能性が著しく高いもの、有害鳥獣等の営巣により周囲の環境に深刻な影響を及ぼしているもの又は放火、不法投棄等を防止する必要性が著しく高いものである場合
 - (5) 窓等のガラス、塀等の損傷により、隣接する道路を利用する市民に危害を及ぼす可能性が著しく高い場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、市民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると市長が認める場合
- 2 条例第11条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 緊急安全措置を行った空家等の所在地番
 - (2) 緊急安全措置を行った空家等と所有者等との関係
 - (3) 緊急安全措置を行った者の住所及び氏名又は名称
 - (4) 緊急安全措置の実施年月日並びに具体的内容及び理由
 - (5) 緊急安全措置に要した費用の額
 - (6) その他空家等対策に資するものとして、市長が所有者等に求める事項

(緊急安全措置に係る費用の減免)

第13条 条例第11条第5項に規定する特別の理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 条例第11条第5項の規定による徴収の対象となる所有者等(以下「徴収対象者」という。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であること。
 - (2) 徴収対象者がり災により著しく困窮していること。
 - (3) 徴収対象者が相続により緊急安全措置の対象となった家屋等を取得し、かつ、当該相続に係る相続税について当該空家等を物納している場合
 - (4) 前3号に掲げる理由のほか、経済的困難その他特別の理由があると市長が認める場合
- 2 条例第11条第5項の規定により、緊急安全措置に係る費用の減免を受けようとする所有者等は、特定空家等に関する減免申請書(様式第16号)に、前項の理由に該当することを証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請について決定をしたときは、特定空家等に関する減免決定(却下)通知書(様式第17号)を当該申請に係る所有者等に交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(鹿沼市税規則の一部改正)

- 2 鹿沼市税規則(平成14年鹿沼市規則第39号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(鹿沼市税規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正後の鹿沼市税規則第9条第1項第9号の規定は、この規則の施行の日以後に除却をされた空家等について適用し、同日前に除却をされた前項の規定による改正前の鹿沼市税規則第9条第1項第9号に規定する空き家等については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 3 月31日規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年12月13日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

空家等に関する情報提供書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
提供者 氏 名
電話番号 ()

鹿沼市空家等対策の推進に関する条例第4条の規定により、次のとおり空家等に関する情報を提供します。

1 空家等の所有者等の情報

住 所	
氏名又は名称	
電 話 番 号	()
区 分	所有者、占有者、相続人、財産管理人、相続放棄をした者、その他 ()

2 空家等に関する情報

空家等の所在地番	鹿沼市 町 番地
建 築 年	
構 造	
床 面 積	平方メートル
空家等の状態	

- 備考 1 分かる範囲で、できる限り詳しく記入してください。
2 空地の場合は、建築年、構造及び床面積の記入は不要です。
3 空家等の写真及び空家等の位置が分かる地図、略図等を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

空家等への立入調査実施通知書

第 年 月 日 号

様

鹿沼市長



空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により、次のとおり立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

1 立入調査の内容

空家等の所在地番	鹿沼市 町 番地
空家等の状態及び立入調査の理由	
立入調査の年月日	年 月 日
立入調査を行う者の所属及び氏名	所属 氏名

2 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、立入調査を行う日の前日（その日が休日の場合は、その前日）までに、その旨を連絡ください。
- ア あなた又は他の所有者等が立入調査に立ち会うことが可能な場合
 - イ あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合
 - ウ 空家等の状態が、本通知書に記載された状態と異なる場合
 - エ 空家等に対し、既に修繕、除却その他の措置を講じた場合
- (2) この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者には、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第2項の規定により20万円以下の過料に処される場合があります。

3 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係
電話番号 ()

様式第3号（第3条関係）

（表面）

		第 号	
身 分 証 明 書			
写真	所 属		
	氏 名		
	生年月日	年 月	日生
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日		鹿沼市長 印	
契印			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（立入調査等）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第4号（第7条関係）

管 理 不 全 空 家 等 認 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項に規定する特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある管理不全空家等に該当すると認められたため、次のとおり通知します。

1 管理不全空家等として認定された空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

※ 「家屋番号」とは、登記簿に記載された家屋番号をいいます。

2 管理不全空家等と認められる理由

3 その他

(1) 今後、当該管理不全空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定による指導を行うこととなります。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

ア あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

イ 空家等の状態が、本通知書に記載された状態と異なる場合

ウ 空家等に対し、既に修繕、除却その他の措置を講じた場合

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

様式第5号（第7条関係）

特 定 空 家 等 認 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、次のとおり通知します。

1 特定空家等として認定された空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

※ 「家屋番号」とは、登記簿に記載された家屋番号をいいます。

2 特定空家等と認められる理由

3 その他

(1) 今後、当該特定空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定による指導を行うこととなります。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

ア あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

イ 空家等の状態が、本通知書に記載された状態と異なる場合

ウ 空家等に対し、既に修繕、除却その他の措置を講じた場合

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

様式第6号（第8条関係）

管理不全空家等に関する指導書

第 年 月 日 号

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する管理不全空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定により、同法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するために次のとおり必要な措置をとるよう指導します。

1 指導の対象となる管理不全空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

※ 「家屋番号」とは、登記簿に記載された家屋番号をいいます。

2 指導の内容等

(1) 指導の内容

(2) 履行期限

年 月 日

3 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

ア 指導に係る措置をとった場合

イ あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

ウ 空家等の状態が、本指導書に記載された状態と異なる場合

(2) 今後、当該管理不全空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定による勧告を行うこととなります。当該管理不全空家等の敷地に、固定資産税の住宅用地についての課税標準額の特例が適用されている場合は、当該勧告により特例の適用が解除されることとなります。

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

指導の責任者の職氏名

様式第7号（第8条関係）

特定空家等に関する指導書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定により、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう指導します。

1 指導の対象となる特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

2 指導の内容等

(1) 指導の内容

(2) 履行期限

年 月 日

3 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

ア 指導に係る措置をとった場合

イ あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

ウ 空家等の状態が、本通知書に記載された状態と異なる場合

(2) 今後、当該特定空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定による勧告を行うこととなります。当該特定空家等の敷地に、固定資産税の住宅用地についての課税標準額の特例が適用されている場合は、当該勧告により特例の適用が解除されることとなります。

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

指導の責任者の職氏名

様式第8号（第9条関係）

管理不全空家等に関する勧告書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する管理不全空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する特定空家等に該当することとなることを防止するために次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

1 勧告の対象となる管理不全空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

※ 「家屋番号」とは、登記簿に記載された家屋番号をいいます。

2 勧告の内容等

(1) 勧告の内容

(2) 固定資産税に係る課税標準の特例の解除

(3) 履行期限

年 月 日

3 その他

次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

(1) 勧告に係る措置をとった場合

(2) あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

(3) 空家等の状態が、本勧告書に記載された状態と異なる場合

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

勧告の責任者の職氏名

特定空家等に関する勧告書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定により、次のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう勧告します。

1 勧告の対象となる特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

2 勧告の内容等

(1) 勧告の内容

(2) 固定資産税に係る課税標準の特例の解除

(3) 履行期限

年 月 日

3 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

ア 勧告に係る措置をとった場合

イ あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

ウ 空家等の状態が、本勧告書に記載された状態と異なる場合

(2) 今後、当該特定空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令がされることとなります。

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

勧告の責任者の職氏名

特定空家等に関する命令書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



あなたが所有（管理）する特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定により、次のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう命令します。

1 命令の対象となる特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			
状態			

2 命令の内容等

(1) 命令の内容

(2) 履行期限

年 月 日

3 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、その旨を連絡ください。

ア 命令に係る措置をとった場合

イ あなたが空家等の所有者又は管理者でない場合

ウ 空家等の状態が、本命令書に記載された状態と異なる場合

(2) 本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処されます。

(3) 今後、当該特定空家等の状態が改善されない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定による代執行がされることがあります。

4 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

命令の責任者の職氏名

5 教示

- (1) この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- (2) 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

特定空家等に関する公開意見聴取請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
提供者 氏 名
電話番号 ()

私は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第5項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うことを請求します。

1 受領した弁明通知書

年 月 日付け 第 号

2 公開意見聴取の対象となる特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			

3 代理人の選任等

(1) 代理人の選任

代理人の有無	有 無 (該当する方を○で囲んでください。)
代理人の住所	
代理人の氏名	

(2) 証人の有無

証人の有無	有 無 (該当する方を○で囲んでください。)
証人の住所	
証人の氏名	

4 その他（日時の希望等を記載してください。）

特定空家等に関する命令標識

次の特定空家等の所有者（管理者）は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定により、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを命ぜられています。

- 1 命令の対象となる特定空家等
所在地番
家屋番号
構造
- 2 所有者（管理者）の住所及び氏名
住所
氏名
- 3 命令に係る措置の内容
- 4 命令に至った事由
- 5 履行の期限
年 月 日
- 6 命令の責任者等
担当部署 鹿沼市都市建設部 課 係
責任者
電話番号 ()

様式第13号（第11条関係）

特定空家等に関する戒告書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



行政代執行法第3条第1項の規定により、あなたが所有（管理）する特定空家等について、次のとおり戒告します。なお、あなたが履行期限までに措置をとらない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、代執行（あなたに代わって当該措置を執行すること。以下同じ。）を行います。

1 戒告の対象となる特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			

2 あなたがとるべき措置の内容

3 履行期限

年 月 日

4 その他

- (1) 本戒告書に係る措置をとった場合は、その旨連絡ください。
- (2) 代執行を行った場合は、その費用をあなたから徴収します。
- (3) 代執行を行うに当たり、特定空家等、備品その他の資材に損害が生じても、その責任を負いません。

5 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

戒告責任者の職氏名

6 教示

- (1) この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- (2) 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

特定空家等に関する代執行令書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により代執行を行うため、行政代執行法第3条第2項の規定により次のとおり通知します。

1 代執行の対象となる特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			

2 代執行の内容

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 代執行に要する費用の概算見積額

円

※ 代執行に要した費用は、あなたから徴収することとなります。

5 執行責任者の所属及び職氏名

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

執行責任者の職氏名

6 教示

- (1) この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- (2) 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

（表面）

第	号
特定空家等に関する執行責任者証	
鹿沼市都市建設部	課長
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定により、次の代執行を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	鹿沼市長 印
1 代執行をなすべき事項等	
(1) 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）による鹿沼市の建築物の除却	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から	年 月 日まで

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第22条 第1項から第8項まで（略）
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

特定空家等に関する減免申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
提供者 氏 名
電話番号 ()

私は、鹿沼市空家等対策の推進に関する条例第11条第5項の規定による緊急安全措置に係る費用の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 緊急安全措置について市長が発出した通知文
年 月 日付け 第 号

- 2 緊急安全措置の対象となった特定空家等

所在地番	鹿沼市	町	番地
家屋番号			
構造			

- 3 減免額

円

- 4 減免を申請する理由

該当する理由の番号を○で囲んでください。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるため
- (2) り災により著しく困窮しているため
- (3) 相続により緊急安全措置の対象となった家屋等を取得し、かつ、当該相続に係る相続税について当該空家等を物納しているため
- (4) その他（次の欄に具体的な理由を記載してください。）

- 5 その他

- (1) 4に記載した減免申請の理由によっては、減免がされない場合があります。
- (2) 4に記載した減免申請の理由を証する書類を添付して申請してください。

特定空家等に関する減免決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請のあった特定空家等の緊急安全措置に係る費用の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

費用の全額を減免します。

（費用のうち、 円を減免します。）

（申請を却下し、減免しません。）

2 一部減免又は却下の理由

3 連絡先

鹿沼市都市建設部 課 係

電話番号 ()

4 教示

(1) この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。

(2) 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。